

1. 一般会計による助成事業【公1】

1) 選定委員会による新規助成対象事業の審議及び選定

航空機等の国際共同開発事業の選定申請について、航空機工業振興法第5条に基づく指定開発促進機関として、同条第1号に基づき定められた国際共同開発の助成に関する基準（以下「助成基準」という。）への適合性に関する、学識経験者からなる選定委員会による技術的、専門的観点からの審議に基づき、助成対象事業を選定する。

2) 開発助成金の交付に関する審査、開発助成金の額及び納付金納付額の確定等

選定された助成対象事業について、助成業務規程等に基づき、開発助成金の交付に関する審査及び事務手続きを行う。

また、助成業務規程及び納付金納付要綱等に基づき、助成対象事業の進捗状況を調査し、開発助成金の額及び納付金納付額の確定等を行う。

2. 情報収集及び情報提供事業【公2】

1) 航空機等の国際共同開発事業を促進するために必要な情報の収集

- ① 研究者等の招聘・派遣を行い、人材の交流等を図るとともに、航空機等に関する情報の交換及び収集を行う。
- ② 調査団を海外の関係企業・団体、研究機関等に派遣し、航空機等に関する市場及び技術の動向等についての調査及び情報の収集を行う。
- ③ 国内外の関係機関等の公表資料及び業界誌等を用い、航空機等に関する市場及び技術並びに国際共同開発の動向等について情報の収集を行う。

2) 航空機等の国際共同開発事業を促進するために必要な情報の提供

- ① 航空機等の市場、研究開発及び製造・販売等に関する注目すべき事項を抽出し、その動向を解説した記事を作成し、公開する。
- ② 航空機等の最新技術開発の現状及び将来展望等について調査・分析し、「航空機等に関する技術開発動向調査報告書」を取り纏め、公開する。
- ③ 国内外の有識者を講師として招聘し、航空機等に関する市場及び技術の動向並びに航空機業界を取り巻く状況等についての講演会等を開催する。
- ④ 各種問い合わせ等に対し情報の提供を行うとともに、関係企業及び団体等に紹介斡旋を行う。

3. 開発促進基金会計による助成事業【公3】

選定された助成対象事業について、開発助成金の交付及び納付金の徴収を行う。

1) 開発助成金の交付

航空機工業振興法第3条に基づく開発指針に即して国際共同開発を促進するため、助成基準に適合する事業を行う開発事業者等に対して開発助成金の交付を行う。

2) 納付金の徴収

将来の開発助成金の交付の事業に充てるため、開発助成金の交付を受けて開発された航空機等の販売その他の国際共同開発事業の成果の利用により開発事業者等が得た収入又は利益の一部を納付金として徴収する。